

社会福祉法人 そうそうの杜
ホームヘルプセンター とことこっと
居宅介護サービス
重度訪問介護サービス
同行援護サービス

重 要 事 項 説 明 書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 法人名称・所在地

名 称：社会福祉法人 そうそうの杜
所 在 地：大阪府大阪市城東区鳴野東 3-2-26
電話番号：06-6965-7171
代表者氏名：理事長 荒川 輝男
設立年月：平成13年10月25日

2 事業所の概要

事業の主たる対象者：身体障害者・精神障害者・知的障害者・発達障害者・障害児・難病等
事業所が行う指定障害福祉サービスの種類：

指定障害福祉サービス居宅介護事業所・指定障害福祉サービス重度訪問介護事業所・
指定障害福祉サービス同行援護事業所

事業所の目的：利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

事業所の名称：ホームヘルプセンター とことこっと

事業所の所在地：大阪府大阪市城東区中央1-6-28

電話番号：06-6167-7530

管理者氏名：管理者 仲澤 秀敏

事業所の運営方針：運営規程における方針を基にして、一人一人が望まれる地域生活を支援する。

開設年月日：平成15年4月1日

3 事業実施地域

：大阪市 城東区 鶴見区 旭区 都島区 東成区 北区（一部）

4 営業日および営業時間等

営業日：月曜日～金曜日 ただし国民の祝日、12月30日から1月3日のうち3日間、8月12日から8月16日のうち3日間を除く。

営業時間：9時～17時

サービス提供日：月曜日～日曜日

サービス提供時間：24時間

5 職員の体制

「主な職員の配置状況」

- ① 管理者 1名（常勤職員）
- ② サービス提供責任者 8名（常勤職員）
- ③ 従業者 126名（常勤職員3名 非常勤職員123名）
- ④ 事務職員 2名

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護サービス計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」（受給者証に記載されています）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(サービスの区分及びサービス内容)

① 身体介護

- ア 食事の介護：食事の介助を行います。
- イ 排泄の介護：排泄の介助、オムツ交換を行います。
- ウ 衣類着脱の介護：衣類の着脱の介助を行います。
- エ 入浴の介護：入浴の介助を行います。
- オ 身体の清拭 洗髪：清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- カ 通院介助：通院の介助を行います。（②の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く）
- キ その他必要な身体の介助

② 通院等のための乗車又は降車の介助

通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援する。

③ 家事援助に関する内容

- ア 調理：利用者の食事の用意を行います。
- イ 衣類の洗濯、補修：利用者の衣類などの洗濯を行います。
- ウ その他必要な家事
 - ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードなどはお預かりできません）
- エ 住居等の掃除、整理整頓：利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

オ 生活必需品の買い物：利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

カ 関係機関との連絡

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

④ 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。

具体的な内容は身体介護、通院等のための乗車又は降車の介助、家事援助と同様です。

⑤ 同行援護に関する内容

視覚障害者(児)が外出する際に、その移動中における必要な情報提供や移動にかかる介護を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者からの受給者証の記載内容に基づき利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

(二人のヘルパーにより訪問を行った場合)

一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人でのヘルパーでサービスを提供した場合は、別途法令で定められた利用者負担額をいただきます。

(利用者負担額の上限等について)

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所の利用者負担額は変わることがあります。当事業所が代理受領を行った介護給付費額は、利用者へ通知します。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます）

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(2)(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(5) 介護給付対象外サービスの対価

介護給付の支給量を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額（介護給付の10割分）がご契約者の負担となります。

◎お支払い方法

- ア 口座引き落としをお願いします。(引き落とし用申込用紙をお渡ししますので、ご記入いただき担当者に提出してください)
- イ 窓口での現金払い
- ウ 下記指定口座への振込

三井住友銀行 城東支店 普通預金
名義 社会福祉法人 そうそうの杜 口座番号 1372216

(6) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ①利用予定日前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17:00までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出があった場合→無料

- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等やむを得ない場合は取消料をいたしません。

利用予定日の前日までに申し出が無かった場合→利用者負担額相当額

- ③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することができます。
- ④ サービスの変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を行います。

(7) 実費負担額（交通費等）の変更

通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費について、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

サービス提供時に、担当のホームヘルパー（以下ヘルパー）を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交替する場合には、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

サービスは「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向などのついて十分に配慮します。

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させてい

たきます。

また、ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。

(3) サービスの内容変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次の該当する行為は行いません。

- ①医療行為（原則として）
- ②利用者もしくは家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはその家族からの金銭又は物品、又は飲食の授受
- ④ご契約者の家族等に対するサービス提供（原則として）
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦その他利用者もしくは家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所は、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業者は、関係法令（及び社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9 緊急時及び事故発生時等における対応方法について

当事業所がサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

当事業所のサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、市町村への報告も行います。当事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

◎当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。(契約書第11条参照)

保険会社名：A I U保険会社

保障の概要

○対象となる事故

サービス提供中に、被介護者や第三者に損害を与え、運営者・管理者として法律上の賠償責任を負った場合に、その負担すべき損害賠償金を支払います。

○支払い限度額

対人：1名につき6,000万円 1事故につき6億円

対物：1事故につき1,000万円

10 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(相談係)

サービスに対する苦情やご意見、その他サービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

(利用者さん相談係)

苦情付窓口(担当者) 相談支援専門員 林 直輝

受付時間 毎週 月曜日～金曜日 9:00～17:00

苦情解決責任者 理事長 荒川 輝男

第三者委員 氏名 徳田 昌子(行政書士)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・大阪市城東区役所 保健福祉センター 地域保健福祉係(保健福祉担当)

所在地 大阪市城東区中央3-5-45

電話番号 06-6930-9857 FAX 06-6932-1295

※9:00～17:30

※他区にお住まいの方は別紙参照下さい。

・大阪府社会福祉協議会(運営適正化委員会)

所在地 大阪府中央区谷町7-4-15

電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660

※10:00～16:00

Eメール tekisei@osakafushakyo.or.jp

11 秘密保持・個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。

(2) 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持します。

(3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、

職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- (4) 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得ます。

1.2 虐待防止法に基づいた受付窓口（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止相談窓口 相談支援専門員 林 直輝

虐待防止責任者 荒川 輝男

- (2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

1.3 非常災害時の対策

非常災害発生時の対策として当事業所は、別途に定める、危機管理マニュアルにより対応します

令和元年5月1日 改訂

サービス提供開始予定日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

指定障害福祉居宅介護サービス・重度訪問介護サービス・同行援護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 仲澤 秀敏 印

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から居宅介護サービス・重度訪問介護サービス・同行援護サービスの提供開始についての重要事項の説明を受けました。

・利用者住所 _____

・氏 名 _____ 印

・対象児童名 _____

・署名代理人氏名 _____ 印

・代筆者氏名 _____ 続柄 _____

※この重要事項説明書は、障害者総合支援法に基づく大阪市指定障害福祉サービスの指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。